

令和4年第1回津南町議会臨時会会議録

(1月14日)

招集告示年月日		令和4年1月7日		招集場所		津南町役場議場	
開 会	令和4年1月14日午前10時00分			閉 会	令和4年1月14日午前10時30分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	村山道明	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	吉野徹	応・出	
	3番	久保田等	応・出	10番	栗原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	11番	津端眞一	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津進	応・欠	
	6番	筒井秀樹	応・出	13番	風巻光明	応・出	
	7番	石田タマエ	応・出	14番	恩田稔	応・出	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	税務町民課長			
	副町長	根津和博	○	農林振興課長			
	教育長			観光地域づくり課長			
	農業委員長			建設課長	鴨井栄一郎	○	
	監査委員			教育委員会教育次長			
	総務課長	村山詳吾	○	会計管理者			
	福祉保健課長	鈴木正人	○	病院事務長			
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	野崎健	議会事務局班長	鈴木真臣		
会議録署名議員	3番	久保田等	8番	村山道明			

〔付議事件〕

(1月14日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 {承認第1号 専決処分の承認について(令和3年度津南町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第4 {承認第3号 専決処分の承認について(令和3年度津南町一般会計補正予算(第12号))
- 日程第5 議案第1号 令和3年度津南町一般会計補正予算(第13号)

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

ただいまから令和4年第1回津南町議会臨時会を開会します。

本日の欠席届出者は、12番、草津進議員です。

これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（恩田 稔）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、3番、久保田等議員、8番、村山道明議員の両議員を指名いたします。

日 程 第 2 会期の決定

議長（恩田 稔）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

日 程 第 3

承認第1号 専決処分の承認について（令和3年度津南町一般会計補正予算（第11号））

日 程 第 4

承認第2号 専決処分の承認について（令和3年度津南町一般会計補正予算（第12号））

議長（恩田 稔）

承認第1号から承認第2号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第1号から承認第2号まで一括して主なものを御説明申し上げます。

承認第1号につきましては、歳入で、民生費国庫補助金の18歳以下子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金及び事務費補助金の増。歳出で、民生費の18歳以下子育て世帯臨時特別給付金及び事務費の増で、12月20日付け専決処分をさせていただいたものでございます。

承認第2号につきましては、歳入で、地方交付税の増、繰越金の増。歳出で、土木費の消雪施設修繕料の増、生活道路消雪施設事業補助金の増で、12月27日付け専決処分をさせていただいたものでございます。

いずれも緊急を要する事業であったため、専決処分をさせていただいたものです。

細部につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

総務課長（村山詳吾）、福祉保健課長（鈴木正人）、建設課長（鴨井栄一郎）

—（細部について説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

福祉保健課長に1点だけお聞きします。18歳以下の子どもがいる世帯の特別給付金、10万円の件でございますが。これは、昨年から国会で所得制限、960万円であるかどうかという、したほうが良いとか、しないほうが良いとか、いろいろ論議されていきました。結果はどういうふうになったか、私も不勉強で分からないのですが、津南町は、この所得制限というのは入れるおつもりなのか、入れないおつもりなのか、お聞かせください。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

津南町につきましては、国の要綱どおり所得制限が入るようなかたち、960万円というのはモデル世帯ということになっておりますけれども、おおむね960万円で所得制限が入るようなかたちで、国の要綱どおり実施させていただいております。

議長（恩田 稔）

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

とすると、960万円以上の、これは世帯ではなくて1人当たりですね。主たる生計を営む人の収入、1人ですね。960万円を超えるかたは何人くらいいらっしゃいますか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

私、数字をはっきり把握していないのですが、十数名いらっしゃいます。

議長（恩田 稔）

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

福祉保健課長にお伺いします。本事業の専決処分が行われまして、その後の進捗状況、それから、申請をしなければならないことがあったはずなのですけれども、その申請の部分の進捗状況についてお伺いします。お願いします。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

町から児童手当の給付を受けていらっしゃる0歳から15歳の公務員以外のかたについては、児童手当の口座を使ってプッシュ型で給付ができるということがございますので、既に12月27日口座のほうに振込を完了しているところでございます。それ以外の公務員世帯、それから、16歳から18歳の高校生の世帯につきましては、町で口座情報等を持ち合わせていないところから、案内については「あなたが対象ですよ、給付の対象になりますよ。」というところで通知は出させていただいておりますけれども、どうしても一度、申請書を提出いただく必要があります。もう既にかなりの申請を受け付けておりまして、1月中になるべく給付ができるようにということで、今、事務を進めさせていただいているところでございます。戻ってきているものもかなりありますので、引き続き勸奨等もさせていただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決は、それぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

承認第1号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第1号は承認することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

議長（恩田 稔）

承認第2号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第2号は承認することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

日 程 第 5

議案第1号 令和3年度津南町一般会計補正予算（第13号）

議長（恩田 稔）

議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第1号について御説明申し上げます。

総務課関係で、歳入で、地方交付税の増、ふるさと支援まちづくり基金の増。歳出で、基金積立金の増、ふるさと納税事務費の増でございます。

福祉保健課関係で、歳入で、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費補助金及び事務費補助金の増。歳出で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び事務費の増でございます。

細部につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

総務課長（村山詳吾）、福祉保健課長（鈴木正人）

—（細部について説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

子育て世帯の臨時給付金なのですが、新型コロナウイルス感染症の影響によって、家計急変世帯にも給付されますが、その見立てとか、そういうものはどういうところなのでしょう。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

基本的には、令和3年度が課税の世帯であって、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減ってしまったような場合、例えば、勤務先が新型コロナウイルス感染症の何らかの影響で給与が減ってしまったというようなときに、ある1か月分の収入を確認させていただきまして、その収入を12倍し、令和3年度の住民税の基準で見たときに非課税相当になる場合には、これを対象とさせていただくというものとなっております。実際は住民税課税なのだけれども、ある月を見たときに極端に収入が減った、令和3年度住民税課税金額として見たときに非課税世帯になるというときに対象となるというものでございます。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

それは自己申請なのですか。それとも、民生委員とか、そういうかたの見立てとか、何かそういうものがあるのでしょうか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

自己申請式ということになっております。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

(5番) 桑原義信

例えば、令和2年度は、その家のお父さんがしっかり仕事をしていて収入があったのですが、令和3年度になって急に病気とか亡くなったとか、そういった場合でも、このコロナ禍のなかで影響が大きいのです、それは自己申請によって給付がされるということになるのでしょうか。

議長(恩田 稔)

福祉保健課長。

福祉保健課長(鈴木正人)

これは、国の要綱で実施をさせていただくものなのですけれども、あくまでも新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減った場合に限定しているということでございます。

議長(恩田 稔)

ほかに質疑はありませんか。

13番、風巻光明議員。

(13番) 風巻光明

福祉保健課長に1点、お聞きします。先ほどの子ども・子育て世帯への5万円追加して、トータルでは1億2,000万円になるわけですね。ここに通信運搬費とかシステム改修費が入っています。今回の非課税世帯のものも大体同じように1億2,000万円くらいということですので、人数的には、大体同じくらいいるのかなと思っています。1点だけ、こっちに出てきているのは、時間外勤務手当というものが52万8,000円出てきているのです。片方のほうは、時間外勤務手当は出てきておりませんが、52万8,000円というは何時間くらい。こちらのほうになぜ時間外勤務手当が必要になって、52万8,000円というは何時間くらいを見込んでいるのか、教えていただきたいと思います。

議長(恩田 稔)

福祉保健課長。

福祉保健課長(鈴木正人)

時間としては250時間程度を見込んでおるところでございます。当初、既に時間外勤務手当で見込ませていただいている部分がございますので、その中で対応できる部分については、そちらで対応させていただくようなかたちを取っておりますし、今度、この給付の関係がかなり出てきているところがございますので、どうしても通常の事務の中で納まらない部分というものがございます。その分を盛らせていただいたものということになっております。

議長(恩田 稔)

13番、風巻光明議員。

(13 番) 風巻光明

250 時間で割り算すると、1 時間当たり約 2,000 円ですね、時間外勤務手当は。それは高い・低いは良いのですけれども。これは、250 時間の対象者は何人くらいなのか。福祉保健課の中の全員ではないと思いますけれども。

議長 (恩田 稔)

福祉保健課長。

福祉保健課長 (鈴木正人)

主に福祉班の者が事務に当たらせていただくようなかたちになっておりますので、全部で 3 名がこの事務に当たらせていただいております。

議長 (恩田 稔)

13 番、風巻光明議員。

(13 番) 風巻光明

3 名で 250 時間ということは、1 人 80 時間以上やるということですね。それは多いような気がするのですけれども。

議長 (恩田 稔)

福祉保健課長。

福祉保健課長 (鈴木正人)

1 か月ということではなくて、これは給付に日数が掛かる。申請を発送する事務、申請をいただく事務、申請についても、実際の事務としては年度をまたぐようなかたちになりますので、ただ、この部分については年内ということになりますので 1 月から 3 月の部分でということ積算をさせていただいたものということになっております。

議長 (恩田 稔)

2 番、小木曾茂子議員。

(2 番) 小木曾茂子

1 点、お伺いしたいのですけれども、大体いつ頃から給付を始められて、いつ頃までに終了する予定でしょうか。

議長 (恩田 稔)

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

本日、御承認いただいた場合に、午後から事務を開始させていただくようなかたちになりまして、まず、システム改修というのが必要になってきますので、そちらを早急に対応させていただきたいと思っております。その後に、これはどうしても通知を出させていただいて、確認書というものをその際を送らせていただきます。その中で、口座の確認ですとか、あるいは住民税の課税世帯の扶養になっていないかどうか等を確認していただいて、お返しいただくということが必要になってきます。ですので、1往復どうしても掛かってしまうということになりますので、なんとか年度内にはしっかり支給をしたいと思っておりますけれども、事務的にはこちらのほうは急げる部分は急ぎたいと思っておりますけれども、早くとも2月。その後については、なるべく年度内に支給になるようにということ考えているところでございます。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第1号について採決いたします。

議案第1号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和4年第1回津南町議会臨時会を閉会いたします。

—（午前10時30分）—